

**女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく
埼玉県住宅供給公社行動計画**

女性職員のキャリアアップを促進するとともに、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 女性職員のキャリアアップに向けた研修等を年1回以上実施する

<取組内容>

令和7年 6月～ 女性職員のキャリアアップを目的とした研修を実施する。

令和7年10月～ 女性職員のキャリアアップに繋がる情報を提供する。

目標2 年次有給休暇の年間平均取得日数を10日以上とする

<取組内容>

令和7年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。

令和7年 6月～ 年次有給休暇の計画的付与制度について、掲示等により周知する。

令和7年 9月～ 年次有給休暇の取得状況を定期的に確認する。

令和7年10月～ 取得が少ない職員及びその所属長に対し、取得促進の働きかけを行う。

**目標3 男性職員の育児休業又は子育てに関する特別休暇を対象者全員
に年間2回以上取得させる**

<取組内容>

令和7年 4月～ 出生時育児休業制度を有給の休暇として導入する。

令和7年 9月～ 育児休業および子育てに関する特別休暇取得促進のためのパンフレットを作成し、掲示等により周知する。

令和7年 9月～ 子育て世代の職員を対象に子育てに利用できる制度に関するチラシ等を作成し、個別に配布して周知する。